

## 京都府と京都大学との植物多様性保全に関する教育及び研究の 連携に関する協定書

京都府（以下「甲」という。）及び京都大学（以下「乙」という。）は、京都府立植物園と、京都大学の組織（大学院理学研究科、大学院農学研究科、大学院人間・環境学研究科、総合博物館及びフィールド科学教育研究センター）をそれぞれの中核として、絶滅危惧植物をはじめとする植物の保全に関する教育及び研究の連携を図り、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、京都府立植物園の機能充実を目指す甲と、地球社会の調和ある共存という理念の下、実感を基盤とした「環境教育」を通じて、次世代へ人間を含めた自然のあり方についての深い理解を伝えていくことを目指す乙とが連携し、野生植物等の保全のための「種の保存」と「環境教育」を実践することを目的とする。

### （協力事項）

第2条 甲と乙が連携し、協力する事項は、次のとおりとする。

- (1) 絶滅危惧植物の保全に関する事項
- (2) 京都府立植物園で栽培されている植物等の維持・管理と研究に関する事項
- (3) 京都府立植物園における環境教育に関する事項
- (4) フィールド科学教育研究センター研究林・試験地に自生する植物の域外保全に関する事項
- (5) その他双方が必要と認める事項

### （実施方法）

第3条 この協定に関わる連携の実施に当たり、詳細な取決めが必要となる場合は、甲乙別途協議のうえ、文書により締結するものとする。

### （協議）

第4条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項並びにこの協定の条項又は解釈に疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠意をもって協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が記名のうえ、各自1通を保有する。

平成30年6月13日

甲 京都市上京区下立売通新町西入  
藪之内町  
京都府知事

乙 京都市左京区吉田本町  
京都大学総長

西脇隆俊

山根好一